別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要
〇自治体	支援	
(地域マ	' ネジメント)	
1	産官学協働による地域包括ケアシステムの効果的・効率的な構築支援に関する調査研究事業	地域包括ケアシステムの構築に当たり、産官学協働の必要性は感じていても、資金やマンパワーの不足など自治体内での連携体制の不備等により実践まで進んでいない状況が考えられる。これらに対し、地域包括ケアシステムの構築を効果的・効率的に進め、各種サービスの生産性向上を図っていくため、自治体に対し、産学連携を進める具体的な支援策について調査研究を行う。 【本事業の特記条件】 関東信越厚生局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事業等を実施する計画になっていること。
(指導監		
2	介護保険制度に関する文書の削減に向 けた調査研究事業	介護保険制度に関する文書のうち、国・自治体が求める帳票等の具体的な文書削減方策案(例:様式例・記入例等の見直し・統一、変更・更新時の提出文書の簡素化等)について、調査研究を行う。具体的には、主に以下につき、国及び自治体による検討に資する資料及び具体案の提示や、検討結果を踏まえた案への反映を行う。 ①指定申請関連文書:平成30年度に行った省令改正・様式例の見直し及び平成30年度老健事業における更なる削減の方向性案を踏まえ、更なる削減方策を具体化する。 ②報酬請求関連文書:平成30年度老健事業における実態把握及び削減の方向性案を踏まえ、方策を具体化する。 ③その他、保険者として市町村が求める文書:自治体及び事業者の負担感等の実態を把握し、必要に応じ削減に向けた方策を検討する。なお、本事業の対象は全ての介護サービス種別とする。 【本事業の特記条件】文書削減方策案については、先行して実施された平成30年度老人保健健康増進等事業「介護サービス事業者による介護報酬請求及び指定申請に関する帳票等の削減に向けた調査研究事業」の結果を踏まえ、ある程度厚生労働省にて検討を進めている案を具体化することを中心にしつつ、必要に応じ新たな削減策についても提案を行うこととする。また、指定申請に関しては、別の老健事業の一環で、電子化に向けた課題の分析等を行う予定であることから、同事業の進捗についても考慮しながら進めることとする。
3	介護保険施設等実地指導マニュアルの 在り方に関する調査研究事業	現行マニュアルにおける高齢者虐待防止・身体拘束禁止や一連のケアマネジメントプロセスに関する指導についての検証を行うとともに、介護保険制度の現状を踏まえた集団指導・実地指導の内容設定の在り方や運営指導におけるケアの質の向上・生産性向上に向けて、行政職員等が確認・指導する具体的手法を明らかにし、新たなマニュアルの在り方を提案する。
4	老人福祉法に基づく特別養護老人ホー ム等の指導監査に関する調査研究事業	平成12年5月12日厚生省老人保健福祉局長通知「老人福祉施設に係る指導監査について」について、 ・自治体等の実態調査を踏まえた老人福祉施設の指導監査の検証・介護保険法の実地指導により、老人福祉法の指導監査を包含することが可能かどうかの検討・老人福祉法における指導監査項目と介護保険法における実地指導項目との重複排除の検討及び検証等を通じ、老人福祉施設の指導監査の在り方等の検討及び検証を行う。

番号	テーマ名	事業概要
(その他	1)	
5	2040年を見据えた地域包括ケアシステムの姿に関する調査研究事業	生産年齢人口の減少が加速する2040年頃を展望し、社会の活力維持向上のための「健康寿命の延伸」と、労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保のため「生産性の向上」という新たな課題への対応が求められる。それらを踏まえつつ、今後の制度や介護サービス等が、地域や個人を支えていくためのツールとして利活用できるよう有識者等の知見を集約し、行政を中心とした関係者へ向けた提言としてまとめる。
6	軽度者に向けた支援についての制度運 用に関する国際比較調査研究事業	今後、多くの基礎自治体において高齢者割合が増していく我が国では、効果的な介護予防を実施し、重度化を防止していくため取組の進展が必要である。先進各国における軽度者への支援の取組の実情や課題等について具体的な調査を行い、我が国の取組と比較調査することにより、今後の制度構築や運用手法について提言し、報告書としてまとめる。
7	2040年に向けた介護保険制度の在り方 に関する調査研究事業	高齢化の進展等により、保険料水準が上昇し、保険者や所得水準ごとの保 険料格差が拡大している一方、その地域毎の事情は様々であり、また、介護 保険料を負担する高齢者の就労環境も変化している。 また、40歳以上人口が2021年をピークに減少に転じることや、2040年頃に は高齢者数がピークを迎えることを踏まえると、今後の介護保険制度の財源 構成やサービス利用の動向が大きく転換してくることと想定される。 本事業は、こうした状況を踏まえ、介護保険料等の介護保険制度の在り方 について、2040年を見据えた検討を行うために実施するものである。
8	介護保険の住所地特例の実態に関する 調査研究事業	介護保険制度においては、住民票のある市町村が保険者となるのが原則であるが、特例として、介護保険施設等に入所する場合には、住民票を移しても移す前の市町村が保険者となる仕組み(住所地特例)を設けている。一方、個々の事例によっては、保険者が住所地特例の適用等を判断するのに相当程度時間を要するものもあるほか、こうした高齢者の移動が市町村間の給付費負担に影響を及ぼしている可能性があるという事例もあるが、その実態については明らかにはなっていない。本事業は、こうした実態を調査・分析し、住所地特例の在り方の研究材料とするために実施するものである。
9	介護保険手続の電子化推進に関する調 査研究事業	近年、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされている。こうした状況を踏まえ、介護保険の行政手続の電子化を更に推進するために実施するため、介護ワンストップサービスの実施状況を踏まえた自治体職員向けの導入マニュアルの作成するとともに、介護サービス事業所における文書の電子化や介護分野におけるマイナンバーの活用を推進するための課題の分析や解決先の提案を行うために、実施するものである。

番号	テーマ名	事業概要
10	介護保険における徴収方法の在り方に 関する調査研究事業	介護保険の社会保険料控除について、特別徴収は個人の年金から天引きする仕組みであるため、本人の所得からその配偶者の介護保険料に係る社会保険料控除を受けることはできないが、一方、普通徴収の場合には、本人が配偶者の保険料も一括して納付することにより、社会保険料控除を受けることが可能となっている。これについて、平成29年税制大綱では、「介護保険制度の見直しにより対応が図られる見込みであることに鑑み、税制改正は行わないこととする」とされたところである。本事業はこうした状況を踏まえ、社会保険料控除の適用状況や、徴収方法を選択制にした場合の影響等を調査・分析し、保険料の在り方を検討するために実施するものである。
11	介護保険事業(支援)計画の策定に向けた「取組と目標」の的確な評価方法に関する調査研究事業	平成31年度第1四半期に各保険者が実施した第7期介護保険事業(支援)計画の取組・目標に関する自己評価結果を全国集計し、その内容を分析し、取組の目的に応じて階層的に分類するなど分析を行うとともに、把握すべき効果やその把握方法を検討・整理するもの。また、これらを踏まえ、第8期計画策定に向け、ア)取組の効果の把握方法、イ)地域包括ケア「見える化」システム等を活用した評価の方法、ウ)評価結果の次期計画への反映方法を自治体へ提示するための手引き等を作成する。あわせて、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析について、見える化システムに掲載されたデータの充実等を踏まえ分析方法の手引きを改訂する。
12	介護保険事業計画の作成に資する調査 結果の活用方法に関する調査研究事業	平成30年度老健事業で開発した計画作成に向けた調査票を用いて複数の自治体において先行的に調査を実施し、その結果を分析するとともに、関連する調査等も踏まえ、当該地域の介護保険サービス提供体制の全体を把握する。さらに各地域の実状と照らした後に、模擬的に施策立案し、介護保険事業計画のサービス見込量に反映させることを試行することを通じ、8期計画の作成に向けて、調査結果の確認のポイントや解釈の仕方、施策立案の例、施策を計画に反映させる方法を複数、例示する手引きを作成する。
〇地域共	· 生社会 ·	
13	地域共生社会に貢献する看護小規模多 機能型居宅介護事業所および療養通所 介護の多機能化に関する調査研究事業	看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下、「看多機」という。)や療養通所介護事業所においては、共生型サービスあるいは障害福祉サービス事業所の指定を受け地域の多様なニーズに対応しはじめている。一方で、共生型サービスは報酬の単価設定が単一となっている等、濃厚にケアが必要な対象者のサービス運用は厳しい状態となっている。本事業においては看多機及び療養通所介護事業所全数を対象にサービス提供の実態を調査し、これらのサービスを活用した地域共生社会の実現について、定量的、定性的にその効果を検証する。特に医療的ケアが必要な障害児者へ提供している処置・ケア内容や事業所の指定基準に関する問題点を明らかにする。さらに、本事業を通して現行の介護、医療及び障害報酬に関する課題を明らかにする。

番号	テーマ名	事業概要
14	地域共生社会に向けたアクティブシニア による地域コミュニティづくりに関する調 査研究事業	関東信越厚生局管内の自治体では、特に人口構成の急激な変化が見込まれることから、多世代・多様な未来社会へ繋げる地域コミュニティづくりが急務となっており、そのために地域の多層を占める高齢者、特にアクティブシニアが積極的に参加できる環境づくりなどの方策とその効果について調査研究を行う。 管内の特徴として団塊世代の者が多数おり、支援にまわることが可能な層が豊富にあることから、多様なモデル展開が図られ、参加者の自立支援に繋がる効果があると考える。 そのため、アクティブシニアの有用なスキルやノウハウを活用した地域コミュニティづくり、例えば、社会参加ができる元気な地域づくりや認知症になっても安心できる地域づくりなどについて、専門的な検討や管内地域におけるモデル展開等を実施する。 【本事業の特記条件】 関東信越厚生局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事業等を実施する計画になっていること。
15	中山間地域における複合的な地域共生 社会に向けた調査研究事業	中山間地域における地域課題は地域福祉のみで無く、防災や防犯、地域産業振興など様々なものがある。高齢化が進み人材も限られる中、これらを一体的に実施することによる相乗効果は大きいと期待できる。例えば、地域防災に関心を持つ自治会長等であれば災害弱者(高齢者等)の把握や支援に関心を持つことにつながると思われる。また、高知県で行われている、住民からの相談対応等、子供から高齢者まで必要なサービスを提供する「あったかふれあいセンター事業」や生活・産業・防災等の活動について、地域の課題やニーズに応じた地域ぐるみの取り組みを行う「集落活動センター事業」においては、一体的に活動が行われている事例もあることから、四国管内で複合的に実施されている地域共生社会の事例を収集・分析することで、中山間地域に必要な地域づくりのノウハウを集積し、報告書を作成する。 【本事業の特記事項】 高知県の上記事例の実例を含み、四国管内で事例調査・収集を行い、その結果報告会を平成32年3月までに四国管内で実施する計画になっていること。

番号	テーマ名	事業概要	
〇地域包			
16	地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究事業	地域包括支援センターについては、介護保険法の改正により、平成30年4 月から事業の評価等が必須化されるとともに、全国で統一して用いる評価指標が導入され、センターそれぞれの課題を明確化し、これを踏まえた機能強化を進めている。 市町村や地域包括支援センターにおいて、事業評価に基づく改善が実施されるよう、評価指標を用いた効果的な業務の改善事例等の取組事例の収集を行い、とりまとめを行う。 また、介護保険事業計画の第8期に向けて、地域包括支援センターの評価指標の改善に向けた検討を行い、その内容についてとりまとめる。	
17	介護離職防止のための地域包括支援センターと労働施策等との連携に関する調 査研究事業	地域包括支援センターにおいては、家族介護者支援のための総合相談支援等の業務を行っているが、介護離職防止の支援をより一層強化するためには、労働施策等との連携が重要となってくる。 このため、地域包括支援センターと労働局、ハローワーク、企業の労務部門、商工会議所等との連携事例について、ヒアリング等の調査を行い、連携のポイントをとりまとめる。	
〇ケアマ	ネジメント		
18	介護支援専門員の資質向上に資する研 修等のあり方に関する調査研究事業	現行の介護支援専門員法定研修に関する受講要件や研修カリキュラム等と、昨今の制度改正や介護報酬改定等を踏まえ介護支援専門員に求められている能力や役割とを比較することで、現行の仕組みの課題を整理するとともに、その課題に対する具体的な方策等について検討し、報告書を作成する。	
19	居宅介護支援事業所における事業所内 での人材育成に資する取組のあり方に 関する調査研究事業	介護支援専門員のケアマネジメント力の向上等を目的として、居宅介護支援事業所が実施している事例検討会や研修会、管理者等による同行訪問による支援(OJT)等の取組や、他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会等を実施することで、地域のケアマネジメント機能を向上させる取組事例を収集し、未実施の居宅介護支援事業所における同様の取組の促進させる具体的な方策等について検討し、報告書を作成する。	
20	ケアマネジメントの公正中立性を確保するための取組や質に関する指標のあり 方に関する調査研究事業	社会保障審議会介護給付費分科会の「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」を踏まえ、公正中立なケアマネジメントや、ケアマネジメントの適正化・質の向上をより促進させる観点から、公正中立性を確保するための更なる取組方法や、質の指標のあり方について検討し、報告書を作成する。	
21	居宅(介護予防)サービス計画に位置付けたサービス内容の実態に関する調査研究事業	介護支援専門員が作成しているケアプランが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているかどうか、その実態調査を行い、報告書を作成する。	
22	AIを活用したケアプラン作成支援の実用 化に向けた調査研究事業	人工知能(AI)を活用したケアプランの作成支援の実用化に向けて、実際に利用するケアマネジャーや高齢者等の評価や、AIの活用による業務効率化の検証等を通じて、今後の更なる研究開発の促進に向けた課題や対応策を整理し、報告書を作成する。	

番号	テーマ名	事業概要
23	ケアプラン作成支援でのAI学習が難しい テキスト記述データの構造化等に関する 調査研究事業	介護支援専門員が作成するケアプランの内容は、人工知能(AI)の学習に不向きなテキストデータが中心であることを踏まえ、利用者のニーズや短期・長期目標、サービス内容等のデータ化・カテゴライズ化を検討し、報告書を作成する。
24	適切ケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究事業	2016年度(平成28年度)以降の同事業と同様に、ケアマネジャーが行うケアマネジメントのバラツキを最小限に留める観点から、2016年度事業において定義した概念に基づく適切なケアマネジメントの実現を目指し、一定条件(脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の疾患)ごとに支援内容を中心とした項目の整理、実証、参考テキストの作成、普及プログラム(ケアマネジャーに対する効果的な研修方法等)の検討を行う。加えて、2019年度においては、一定条件(新たな疾患等)の追加に伴うこれまでと同様の取組に加えて、これまでに策定した手法について、利用者や給付への影響調査の方法論の検討と実証を行い、報告書を作成する。
25	利用者の口腔に関する問題や服薬状況 に係る介護支援専門員と薬剤師や歯科 医師等との連携のあり方に関する調査 研究事業	利用者の口腔に関する問題や服薬状況等について、訪問介護事業所の サービス提供責任者や居宅介護支援事業所の介護支援専門員、薬剤師や 歯科医師等との連携状況やその具体的な事例を収集し、連携を促進させる 具体的な方策等について検討し、報告書を作成する。
26	地域ケア会議に関する総合的なあり方 検討のための調査研究事業	地域ケア会議の活用推進に向けて、実態調査、ヒアリング等を行い、その効果的な活用を行うための調査研究を行う。

番号	テーマ名	事業概要	
〇介護サ			
27	離島等における介護サービスの提供体制の確保方策のあり方と既存施策のあり方に関する調査研究事業	離島等において介護サービス確保がうまくできている地域の事例について、地域の特性や課題ごとに分類化し、地域毎の介護サービス体制の確保方策のあり方を提示するとともに、逆に既存の支援策が十分に活用できない地域の事例や課題を踏まえて、どのような確保方策が有効であるか検討するとともに、離島等における介護サービス提供のための国の既存施策について、活用を妨げるような課題があれば具体的に把握したうえで、より効果的な活用方策について検討し、必要に応じて国の制度改正の参考となるよう、報告書を作成する。	
28	介護事業所・施設における管理者業務 のあり方とサービス提供マネジメントに 関する調査研究事業	介護サービス事業所の管理者については、サービス提供におけるマネジメント等も含め、その果たすべき役割が変化していると考えられることから、管理者を配置することとなっている介護サービスを広く対象として、事業所に対し、管理者の持つ資格や経験年数、業務内容等の実態調査を実施する。また、その調査結果や介護サービス事業所を取り巻く現状を踏まえ、今後、管理者に対応が求められる課題や具体的役割のあり方等について、検討会において具体的に検討し、管理者向けの研修等にも活用できるようガイドラインを作成する。さらに、作成したガイドラインをもとにモデル的な管理者講習を実施する。	
29	地域包括ケアの実現に向けた住民の主体的な活動と専門職との連携による在宅での高齢者への支援のあり方に関する調査研究事業	地域住民が主体となって幅広い対象者への支援を行っている活動を全国より収集する。 活動の行われている地域特性(都市部・中山間部)や専門職・制度化されたサービスを含めた連携の多様性などに留意し、ある程度継続的に行われているケースなどを優先的に抽出、調査を実施する。 上記の、住民主体の支え合いの特徴(事業所等によるケアとの違い)、活動のポイント、継続性の条件などを整理し、市町村が地域支援事業における住民主体の介護予防・日常生活支援を推進するためのポイントをまとめる。	
30	介護職員の介護技術向上に資する取組 の実態に関する調査研究事業	介護事業所・施設における介護職員の介護技術の向上に資する取組を促進させる観点から、従事する介護職員に対する「介護技術の評価」や「介護技術向上のための指導」等に取り組んでいる介護事業所・施設を対象として、その取組の導入前後の効果検証を含めた実態調査を行う。また、特に効果的と認められる取組について、他の介護事業所・施設においても同様の取組を行うために必要な要件等を整理し、報告書を作成する。	
31	科学的介護データの分析に資する介護行為の実態把握に係る調査研究事業	今後の科学的介護の分析に資する資料を作成するため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所及び特定施設入居者生活介護事業所において、高齢者に提供される介護行為の把握・分類を行い、高齢者にどのような介護行為が、どのような目的で、どの程度の割合で提供されているかを調査し、介護行為の体系化を行うとともに、各介護行為による効果の計測方法に係る検証を行う。 【本事業の特記条件】 ・調査対象事業所は、最新の介護の実態を把握する趣旨から、可能な限り、生産性向上の取組を特に実践している事業所とする。 ・本事業により作成した介護行為の分類の案については、公募課題「介護ケアの標準コードの開発」の実施者に提供することとする。	

番号	テーマ名	事業概要
32	主治医意見書作成の負担感の軽減に関 する調査研究事業	医師の働き方改革に関する検討会等の議論において、医師の業務において負担と感じるものとして、主治医意見書の作成が挙げられている。また、「要介護認定における主治医意見書の実態把握と地域差の要因分析に関する調査研究事業」(平成27年度老人保健健康増進等事業)では、介護の具体的な手間に係る記載等の一部の項目について、特に記載を難しく感じているという状況を把握している。そこで、本事業では、記載が困難と感じる理由について更に分析を深め、主治医意見書の作成に係る負担感の軽減に係る具体的な対応方法についてまとめるとともに、例えば、主治医意見書の作成における要点を分かりやすく示すなど、啓発等に必要な資料の作成を行う。
33	要介護認定業務の実施方法に関する調査研究事業	要介護認定における更新・変更に係る認定調査を市町村が指定事務受託法人等に委託する場合、認定調査員は介護支援専門員に限ることとしている。 認定調査を委託する場合に、認定調査員が介護支援専門員以外であっても、認定調査への正確性・信頼性を確保できるのかどうかについての検証を行うため、市町村の認定調査員の資格や、認定調査の質を維持・向上するための取組がどのようにされているのかについての調査を行う。 また、平成30年4月から、介護認定審査会の運営の簡素化を可能としており、当該運用を踏まえ、市町村の介護認定審査会がどのように実施されているかについても併せて把握する。 【本事業の特記条件】・9月上旬を目処に中間報告を行うこととする。 ・市町村への調査の結果については、市町村別に厚生労働省に提供することとする。
34	介護サービスの質の評価指標の開発に 関する調査研究事業	介護サービスの質の評価については、介護報酬改定検証研究をはじめとしたこれまでの調査研究において、複数存在する介護サービス利用者の状態の評価に用いられるアセスメント指標の読み替え等について検討を行うなど、現場での収集可能性も踏まえつつ、サービス横断的なデータ項目の開発を行ってきた。 本事業では、これまでの成果も踏まえ、介護サービスの質の評価について体系的な整理を行うとともに、評価指標の開発を行う。
35	介護ケアの標準コードの開発に関する 調査研究事業	平成30年度老健事業第3次募集にて「介護関連標準コードの開発に係る基本検討」を設定し、介護関連コードに関して、国際分類との整合性やフィールドテストの方法等の標準コードの開発に際して基本的な枠組みについて検討を行ったところである。本事業では、実際に介護関連標準コードの開発に取り組む。

番号	テーマ名	事業概要
〇在宅サ	ナ ー ビス	
(医療系	をサービス) 	
36	居宅系サービス利用者等の口腔の健康 管理等に関する調査研究事業	居宅系サービスの利用者等の口腔の健康管理等の充実を図るため、口腔に関する介護サービスの提供状況や口腔の状態の変化等を含め実態を把握・分析し、その結果等も踏まえ、居宅系サービスの利用者等の口腔の健康管理等における課題の抽出・整理等を行う。
37	通所・訪問リハビリテーションのデータ収 集システムの活用に関する調査研究事 業	VISITは、全国の通所・訪問リハビリテーション事業所からリハビリテーション計画書等の情報を収集し、このデータを分析した結果を事業所へフィードバックし、PDCAを用いたリハビリテーションマネジメントの支援を行うことを目的としたシステムである。本事業では、リハビリテーションマネジメントの質を高めるために、以下のことを検討する。 ①VISITで行える分析内容の提案 ②VISITで行った分析を活用する方法について、実例の紹介 ③リハビリテーションマネジメントを推進するために必要なデータについての検証とリハビリテーション計画書の見直しの提案 ④VISIT活用の事例集の作成 ⑤通所・訪問リハビリテーションサービス以外への展開の可能性についての検討
38	通所・訪問リハビリテーションの目的を踏まえた在り方に関する調査研究事業	平成30年度介護報酬改定において、①退院後のリハビリテーションを開始するまでの期間が短いほど、機能回復が大きい傾向があったことから医療保険から介護保険通所リハビリテーションへの円滑な移行するために要件の緩和をした。②医師の指示が複数回ある時に、ADLの向上を認めたことからリハビリマネジメント加算に医師の指示を明確にし、4段階評価とした。③自立支援、重度化防止の観点から介護予防通所リハビリテーションにおいて、生活行為の内容の充実を図るために生活行為向上リハビリテーション加算を新設した。基準よりも手厚い体制を構築している時にリハビリテーション提供体制加算で評価し、介護予防通所リハビリテーションにおいては事業所評価加算を新設した。 平成30年度介護報酬改定を経た通所・訪問リハビリテーションのサービス提供の実態を調査し、平成33年度介護報酬改定に向けた在り方を検討する。 【本事業の特記条件】 調査の実施及び結果の集計について平成31年12月頃までに中間報告の結果について厚生労働省に報告できる計画となっていること。

番号	テーマ名	事業概要
39	退院からの通所・訪問リハビリテーション・医療提供施設への円滑な移行に関する調査研究事業	リハビリテーションは急性期・回復期・維持期と一貫した提供が重要である。病院・診療所での疾患別リハビリテーション終了後に、維持期リハビリテーションの提供をしている通所・訪問リハビリテーション・医療提供施設(介護老人保健施設・介護医療院)への円滑な移行に関する調査研究を行う。本研究事業では、以下のことを調査研究する。 ① 疾患別リハビリテーションを病院で行われた患者のうち、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーションを受けた患者が、退院後に訪問・通所リハビリテーション・医療提供施設でどのような維持期のリハビリテーションを提供されているかの実態を調査する。 ② 退院直後より通所・訪問リハビリテーション・医療提供施設の利用を開始するまでの間のタイムラグを決める要因について、病院側と介護事業所側の双方において調査し、多角的な分析を行う ③ 平成30年度報酬改定での通所・訪問リハビリテーションで新たに作成したリハビリテーション計画書の新様式の利用状況についても把握する。 ④ 医療提供施設でも医療保険の疾患別リハビリテーションから介護保険のリハビリテーションへ円滑な移行を推進する観点から、互換性を持った様式が必要か検討する。 【本事業の特記条件】 調査の実施及び結果の集計について平成31年12月頃までに中間報告の結果について厚生労働省に報告できる計画となっていること。
40	リハビリテーションを行う通所事業所に おける栄養管理のあり方に関する調査 研究事業	リハを効果的・効率的に進める上で適切な栄養管理が重要となることが、近年多数報告されている。こうした中、通所事業所での自立支援等のリハにおいても、リハの計画や進捗を踏まえた栄養管理が重要となるが、通所サービスは毎日3食の食事提供を行うものではない上、通所利用時という限られた時間の中で在宅での生活状況等も踏まえる必要があり、施設サービス等における栄養管理とは異なる視点や技術が必要となる。こうした中、平成30年度老健事業では、通所事業所におけるリハ、栄養管理の状況等に関する実態把握を行うとともに、その結果を基に、通所事業所でのリハに応じた栄養管理のあり方について検討を行うことを対象とした。しかし、通所事業所においてリハに応じた栄養管理を実効性のある形で広く展開していくためには、こうした栄養管理の具体的な取組内容(プロセス)、評価項目等について、介入を通じた効果検証が必要である。そこで本事業では、平成30年度老健事業での検討結果も踏まえた上で、通所リハの事業所において効果的・効率的なリハに資する栄養管理を行い、通所利用者の自立支援に資する栄養管理の具体的な取組内容(プロセス)、評価項目等の検討を行う(必要となる記入様式例の検討も含む。)。なお、介入は、昼食の提供のあるケースと提供のないケースの両方で行い、具体的な取組内容(プロセス)等の検討も、昼食の提供状況を踏まえたものとすること。
41	訪問看護サービスの在宅療養者の医療 的処置・ケアの実態把握のための調査 研究事業	平成30年度介護報酬改定では、訪問看護においては中重度の医療ニーズを有する者を支援する観点から、医療処置及び24時間対応が可能な体制、看取りの実績等を評価し看護体制強化加算 I の新設等を行った。しかし、当該加算における要件となっている特別管理加算については、「医療ニーズを有する状態」であることを列挙しているが、重症化予防を目的とした抗凝固療法のための日々の皮下注射薬の実施や副作用の管理等の比較的新しい医療処置が含まれていない。また、独居高齢者や老老介護世帯である等、継続的な医療処置のセルフケアや管理が必要な利用者への療養指導も複雑化し、継続的な指導及び見守りが必要となっている。本事業では既存の訪問看護の特別管理加算の対象と、現在は加算の対象となっていないが相当の医療ニーズを有する利用者の病態、医療・介護保険の利用内容とその看護提供内容や提供時間等を調査、分析する。 【本事業の特記条件】 調査結果については厚生労働省に提供すること

番号	テーマ名	事業概要
42	要介護高齢者等に対する看護介入による効果検証事業	介護現場において、看護職員は急性期又は回復期医療から在宅療養期への移行支援や在宅で長期に療養する者の療養環境や医療ニーズに対応する役割を担い、認知症やがん、脳梗塞後の身体機能障害など様々な疾患的背景を有する者個々の特性に応じてサービスを提供している。利用者に応じた看護を提供した効果は、褥瘡の改善、不要な入院の回避、家族の介護離職を防ぐ等、先行研究から一部報告されている。一方で、前向きに調査研究された報告は少なく、科学的根拠に裏付けされた効果的かつ効率的な看護サービス提供は重要な課題である。本事業では、介護保険制度において看護サービスが適切にケアプランに組み込まれ利用者の自立支援、重度化防止等に貢献するよう、その効果について縦断調査を行う。新しい看護技術も含め看護介入による利用者の状態等への影響について、前向きな研究デザインを組み、仮説を検証する。本調査研究事業は次年度も継続的に実施し、介入による効果検証を行う予定である。
43	在宅における看取りの推進に関する調査研究事業	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインでは、心身の状態の変化等に応じて、本人の意思は変化しうるものであり、医療・ケアの方針や、どのような生き方を望むか等を、日頃から繰り返し話し合うことの重要性が強調されている。また、繰り返し話し合った内容をその都度文書にまとめておき、本人、家族等と医療・ケアチームで共有することの重要性について記載されている。しかしながら、このプロセスは時間がかかることや関係者の理解や力量が不足しているなどの様々な事情から、本人やご家族、関係者が満足するように取り組むことは、容易ではない。特に居宅においては関わる専門職者の多さから調整がより複雑多様となる。本事業では、在宅で介護保険サービスを利用しながら、人生の最終段階を迎える利用者への医療・ケアの実態、遺族や関係者の満足度、望ましいプロセスであったかの達成度等を調査し、利用者の希望やケア決定のプロセス、多職種の関わりについて明らかにする。また在宅における看取りへ向けたプロセスの好事例の収集やモデルの提案を行う。
44	看護小規模多機能型居宅介護事業所の 管理者に求められる実践的管理手法の 開発、研修事業	看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下、「看多機」という。)の利用者に対するサービス提供の管理は、中重度の医療ニーズを有する利用者を想定しており、容態が安定しない者への対応も含め流動的なケアマネジメントが求められる。また、看多機の管理者においては計画的な事業所開設から利用者への安定的なサービス提供、従事者の勤務管理や労働環境調整、事業の経営管理に向けた支援が必要である。このため、本事業では、通い、泊まり、訪問介護に訪問看護も一体的に提供するためのサービス提供の組み方と利用者の状態像等を類型化し、安定的なサービス提供へ向けたマネジメントに関する管理的手法の検討を行い、手引の作成を行う。また、関連団体や自治体等へ広く周知を行うとともに、管理者研修を実施する。
45	歯科医療・口腔ケアによる口腔機能の維持、全身の健康増進及び社会性の維持向上を通じた地域包括ケアシステム推進に関する調査研究事業	前年度参加者の口腔状態、生活習慣の改善状況を把握するとともに、その手法とオーラルフレイル予防の重要性について、他地域への普及を図る。・モデル市町村の歯科以外のフレイル予防対策の事業と連携して、効果的に事業実施を図る。・栄養改善のための指標の提案と運動能力向上(ロコモティブシンドローム等の対策)、オーラルフレイルに対する歯科医療の立場から助言を行い、「気付き」を啓発する資料を作成して発信する。・認知症検査の実施とフレイル予防プログラムによる介入と介入後の検査を行い、認知症とフレイルの関係を専門の医療機関と連携して調査する。・研究事業の成果を取りまとめ、広域に普及するために関係機関を対象とした会議を開催する。 【本事業の特記条件】 事業対象自治体の選定にあたっては、地方厚生局と協議の上、選定する計画となっていること。

番号	テーマ名	事業概要	
(介護系	(介護系サービス)		
46	安心できる住環境の確保に向けた他職種連携の在り方に関する調査研究事業	福祉用具や住宅改修は、利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を継続していけるよう、生活機能の維持・改善や介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。その一方、利用者の心身状況や生活環境は多様であることから、福祉用具や住宅改修を通じて安心できる住環境を確保した上で、訪問サービス等を適切に組み合わせながら、利用者本位の支援を行っていくことが重要である。本事業においては、福祉用具専門相談員を中心として、介護支援専門員、訪問介護員、リハビリテーション専門職など他職種との連携に関する具体的な支援の実践について調査・考察し、報告書をまとめる。	
47	効果的な福祉用具サービス提供体制等 に関する調査研究事業	福祉用具については、平成30年度の制度改正において、利用者に対する複数商品の提示やケアマネジャーとの連携等が義務づけられたところである。こうした中で、福祉用具貸与事業所においては、限られた人員等の中でも、専門性の高いサービスを効果的かつ効率的に提供していく体制の構築が一層求められる。本事業では、平成30年度制度改正に伴う福祉用具貸与の具体的な実践について調査するとともに、ICTの活用等を含め、効果的なサービス提供に向けた業務効率化の課題や取組事例について調査し、報告書をまとめる。	
48	訪問介護等の居宅サービスに係る保険 者の関与の在り方等に関する調査研究 事業	以下の事項について整理・検討し、報告書を作成する。 ・市町村における地域ケア会議等におけるケアプランの検証の実態を把握し、検証状況等の分析を行うとともに、市町村によるケアプランの検証や是正の実効性を高めるための方策を検討する。 ・訪問介護等の居宅サービスの利用回数の多いケアプランについて、その利用状況及び背景並びに利用者の状態像に応じた利用回数及びケアプランの内容等介護サービスの在り方に関して調査するとともに、課題を整理する。 ・平成29年の介護保険法改正により導入された、居宅サービス事業所の指定に関する条件付加等の施行状況について実態把握するとともに、地域ケア会議の活用をはじめ、保険者機能の強化など、保険者関与の実効性を高めるための方策を検討する。	
49	小規模多機能型居宅介護における経営 の安定性確保や介護人材の確保等に関 する調査研究事業	小規模多機能型居宅介護の経営の安定性確保や介護人材の確保等について、都市部や地方部における実態等を調査した上で、地域支援事業の実施者や日常生活圏域内の介護事業者との連携促進も含めた方策を検討し、報告書を作成する。	
50	訪問入浴介護のICT活用や経営の安定性や災害時等の支援に関する調査研究事業	訪問入浴介護について、ICTを活用した事業実施の在り方や、事業継続を可能とする事業経営の安定性や、災害時等における訪問入浴車の派遣等の支援の在り方について、調査研究を行い、報告書を作成する。	
51	訪問介護サービスにおける今後の経営	ホームヘルパーの確保が厳しい等の様々な経営課題を抱えている訪問介護について、平成30年度介護報酬改定の影響も含めて現状の経営課題の洗い出しを行い、現状の経営上・サービス提供上の課題の整理をした上で、他のサービス形態との連携も含めて今後のサービスの在り方を検討する。また、福祉系の訪問サービスについては、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護看護の3つのサービス類型が存在しているところであり、利用者の心身の状況や家族の介護力などに応じて、3つのサービスを適切に選択される方法等を検討する。	

番号	テーマ名	事業概要
52	通所介護の平成30年度介護報酬改定等 の検証に関する調査研究事業	通所介護の平成30年度介護報酬改定内容のうち、特に、基本報酬のサービス提供時間区分の見直しや規模ごとの見直しに伴う事業者の対応(通所介護のサービス提供内容の変更状況など)や利用者の心身状況等への影響、利用者の家族等への対応、経営面への影響等について実態把握を行うため調査やヒアリングを行う。また、その結果について集計・分析・検証を行い、報告書を作成する。
53		平成30年度介護報酬改定が居宅介護支援や介護予防支援、介護支援専門員の業務にどのような影響を与えたかを調査するとともに、次期介護報酬改定に向け、利用者本位に基づき、公正中立に機能し、サービスの質を担保するための効果的・効率的な事業運営の在り方の検討に資する基礎資料を得るための調査を行い、報告書を作成する。
〇施設サ	ービス	
(介護旅	西設共通)	
54	介護施設におけるサービス利用者に関 する調査研究事業	介護保険制度においては、原則として所得の状況を把握することを通じて高齢者の負担能力を評価しているが、所得が低い高齢者の中にも、相当の資産を保有している場合がある。 本事業は、負担能力に応じた公平な負担のあり方を検討するに当たり、介護施設におけるサービス利用者を中心とした所得・資産等の状況について、これまでの実態調査等において得られたデータ等に基づき更なる分析を行うものである。
55	介護保険施設等における安全管理体制 等のあり方に関する調査研究事業	平成30年度介護報酬改定に関する審議報告における今後の課題として、施設のリスクについては実態を把握した上で今後の対応を検討していく必要がある旨の指摘がある。 本事業では、有料老人ホーム等における実態調査を行い、これらの結果を含め施設等で発生した介護事故について、高齢者が安全で安心した生活を送れるような施設等のルールや自治体への報告、自治体から施設等への支援の在り方等について検討を行い、報告書を作成する。 また、介護老人福祉施設の実態把握については、平成30年度の介護報酬改定検証事業にて行ったことから、これらの結果も踏まえて実施することとする。
56	介護老人福祉施設における看取りのあ り方に関する調査研究事業	多死社会が進む中、「終の棲家」としての役割が浸透している介護老人福祉施設においても、入所者の「自分らしい最期」を支援するため本人等の意思決定を基本とした看取りケアを進めることが重要である。本事業では、介護老人福祉施設における看取りの方針・体制やACP活用状況、実施状況、取組事例等について実態調査を行い、看取りの在り方について検討し報告書を作成する。
57	特別養護老人ホームにおけるチームケ アに関する調査研究事業	介護人材不足が深刻化しており入居者の要介護度も上がっていることから、特別養護老人ホームではチームにおいて業務分担する重要性が増しており、ケアの質維持・向上を前提として、通常の介助においてもタスクの総量を把握し、現状におけるチームケアの実態とその効果、展望を把握する必要がある。 そこで、通常業務におけるタスク分担・多職種連携の実態を把握し、周辺業務の切り分け等を行った場合の効果を調査する。

番号	テーマ名	事業概要
58	長期療養を目的とした施設におけるリハ ビリテーションの在り方等に関する調査 研究事業	リハビリテーションは、単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人間的復権を理念として、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものである。特に高齢者においては、生活機能の向上を目的として、個々の働きかけを連動して総合的に提供するとともに、日常生活や地域社会における制限や制約を最小限にし、利用者本人が望んでいる生活を支えていくことが求められている。平成30年度老人保健健康増進等事業では、嚥下・排せつ・拘縮に対してのリハビリテーションの実態を調査した。今年度は、長期療養要介護者に対して、座位保持・歩行・移動・寝返り等の生活機能をBarthel index等を用いて実態調査を行い、生活機能の維持改善するためのリハビリテーションの在り方を提言する。 【本事業の特記条件】 調査の実施及び結果の集計について平成31年12月頃までに中間報告の結果について厚生労働省に報告できる計画となっていること。
59	介護老人保健施設のデータ収集システ ムの活用に関する調査研究事業	介護領域には、介護保険総合データベース、通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業によるデータベース(Monitoring & Evaluation for RehabilitationServices for Long-term Care, VISIT)といった既存のデータベースがあるが、厚生労働省においては、それらで収集されていないものを補完的に収集し、自立支援・重度化防止の効果を科学的に検証するためのデータベースの構築(CHASE)を目指している。 科学的裏付けに基づく介護にかかる検討会(座長:鳥羽研二 国立長寿医療研究センター理事長)において、介護分野における今後のエビデンス蓄積のために、介護現場等からどのような情報を収集すればよいか検討し、平成30年3月に中間とりまとめを行い、CHASEの初期仕様を決定した。 本事業では、都道府県ごとに、おおむね1~3箇所の介護老人保健施設を選定し、計100箇所程度の事業所の協力を得て、モデル的にCHASEへの情報収集等を行う。
60	介護老人保健施設における認知症リハ ビリテーションの効果に関する調査研究 事業	認知症の人が日常の生活を自立し継続できるよう、適切な認知症リハビリテーションの推進が求められている。認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)においても、「認知機能障害を基盤とした生活機能障害を改善するリハビリテーションモデルの開発が必須であり、研究開発を推進する。また介護老人保健施設等で行われている先進的な取組を収集し、全国に紹介することで、認知症リハビリテーションの推進を図る」とされている。介護老人保健施設においては、認知症短期リハビリテーションをはじめ認知症を有する高齢者に対するリハビリテーションが実施されているが、どのような効果があるのかについて明確な指標がない。本事業においては、介護老人保健施設における認知症リハビリテーションについて、効果がある入所者像の特定や認知症リハビリテーションの効果的な方法等を検討する。
61	介護保険施設における個別ケアの在り 方等に関する調査研究事業	中重度者や認知症高齢者が増加している中で、介護保険施設への入所者は増加しているが、個室だけではなく多床室においても、本人の尊厳や習慣をより尊重した療養環境やケアへのニーズが高まってくることが考えられる。本事業においては、介護保険施設における個別ケアの取組事例の収集を行い、入所者家族の評価も合わせて分析を行う。また、特に多床室において入所者個々の状況に応じて真に必要なケアを展開していく手法やそのための療養環境、目指すべき介護の在り方について検討を行い、報告書を作成する。

番号	テーマ名	事業概要
62	医療提供を目的とした介護保険施設に おける看取りの在り方等に関する調査 研究事業	近年の高齢多死社会の進行に伴い、在宅や施設における療養や看取りの需要の増大が予測される。平成30年4月には、「日常的な医学管理」「看取り・ターミナルケア」及び「生活施設」の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されたところである。また認知症高齢者の増加が見込まれる中、ACPの活用等により、本人が自らの意思を伝えられない状態になる前に、医療・ケアの方針やどのような生き方を望むのか等を、日頃から繰り返し話し合うことが重要となってくる。本事業では、上記の状況も踏まえつつ、医療提供を目的とした介護保険施設におけるACP活用事例、看取りの体制・方針や実施状況、課題等について横断的に実態を調査し、その在り方等を調査研究する。
63	介護保険施設等における口腔の健康管 理等に関する調査研究事業	介護保険施設等における口腔の健康管理等に関するサービスの実施状況等について、実態の把握・分析を行うとともに、その結果等も踏まえ、介護保 険施設等における口腔の健康管理等における課題の抽出・整理等を行う。
64	介護保険施設における効果的・効率的な栄養ケア・マネジメント及び医療施設との栄養連携の推進に関する調査研究事業	平成30年度介護報酬改定では、栄養マネジメント加算に係る常勤管理栄養士の配置要件が緩和され、介護保険施設の常勤管理栄養士が同一敷地内の介護保険施設と兼務することが新たに認められた。また、再入所時栄養連携加算が新設され、介護保険施設と医療施設の管理栄養士同士の連携の推進が図られた。今後、介護保険施設において効果的・効率的な栄養管理を一層推進していくためには、栄養マネジメント加算の要件緩和や再入所時栄養連携加算の新設による影響や課題について整理が必要である。そこで本事業では、栄養マネジメント加算について、平成30年度改定前より認められていた兼務対象も含めて、兼務の状況、常勤管理栄養士1名当たりの入所者数(担当入所者数)、要件緩和に伴うメリット・デメリット等の実態を把握するとともに、効果的・効率的な栄養ケア・マネジメントを行う上で必要となる具体的プロセスについて整理する。また、再入所時栄養連携加算については、対象となる入所者、連携先の医療施設等の実態を把握するとともに、本加算を活用した栄養連携の具体的メリットや、本加算の活用に係る課題等について整理する。以上の整理事項について、報告書を作成する。

番号	テーマ名	事業概要
(特別著	· §護老人ホーム) ·	
65	特別養護老人ホームにおけるケア記録に関する調査研究事業	施設内の情報伝達(申し送り)や、報酬申請等の事務手続きを効率良く円滑に遂行するため、また、事業者及び実地指導を行う自治体の負担軽減の観点から、ケア記録においてどのような項目が共通して必要か、提示する必要がある。 そこで、特別養護老人ホームのケア記録において、いつ・だれが・どのような内容を記録し、そのケア記録がどのような場面でどのように活用されているかを調査する。その上で、ケア記録においてどのような項目をとるべきかを示し、記録における生産性向上・業務効率化の推進策について提言する。
66	特別養護老人ホームにおけるキャリア アップ制度の在り方に関する調査研究 事業	介護職員のキャリアアップについては、各種国家資格制度や、都道府県等の実施する研修、介護プロフェッショナルキャリア段位制度等をもって推進されているところである。 一方で、施設内におけるキャリアアップやそれに伴う賃金体系の実態について、これまで調査されていなかったところである。 そこで、本研究事業において、施設内におけるキャリアアップ制度や賃金体系の実態を調べるとともに、法人規模や施設規模の違いにも考慮しつつ、モデル的なキャリアアップ制度やその評価体系を示すことで、介護現場における人材育成の強化と介護職員の雇用の定着化を図るための一助とする。
67	特別養護老人ホームのサービス提供実 態に関する調査研究事業	特別養護老人ホームの入所者の実態(身体機能、所得状況等)、ニーズに対するサービス提供の在り方を調査し、クロス集計等により具体的入所者像に対し提供されているサービスを明らかにする。また、特別養護老人ホームへの入所に至った経路、入所理由等を調査することにより、入所時の施設選択に際した、在宅や他の高齢者向け住まい・施設との比較の中での特別養護老人ホームの位置づけを検討する。
68	特別養護老人ホームの入所申込者の実 態把握に関する調査研究事業	全国の特別養護老人ホーム(地域密着型を含む。)の入所申込者(特別養護老人ホームに入所を申し込んでいるものの、当該特別養護老人ホームに入所していない者)の状況等について、地方自治体を対象にしたアンケート調査を実施して定量的・定性的に実態を把握するとともに、発生・増減要因、地域間比較、入所申込者と受入者との需給バランス等を分析する。 [アンケート調査項目(例)]・申込から入所までに要した期間・特例入所の運用状況(入所指針の作成の有無や独自の取組など)・入所理由・緊急度・入所者(特に特例入所者)における入所申込時・入所時・現在の状態像の変化(要介護度・認知症の程度・疾患の有無など)調査結果について報告書を作成するとともに、的確な実態把握や国・地方自治体の負担軽減の観点から、今後の国調査を実施する際の調査様式(電子媒体)や集計・精査ツールについて検討・提案することとする。 【本事業の特記条件】なお、事業実施にあたっては、国調査との整合性や国との連携を十分図るとともに、平成31年10月までに中間報告を行うものとする。

番号	テーマ名	事業概要
〇高齢者	前向け住まい対策	
69	高齢者向け住まいにおける運営形態の 多様化に関する実態調査研究事業	高齢者向け住まいは、民間企業を中心に運営され、民間の創意工夫のもと施設形態や提供サービスも多様化している。このため、施設概要(定員、居室面積、設備、併設介護事業所等)、入居者の属性(要介護度、認知症の程度、医療ニーズ、所得等)、運営状況(職員体制、サービスの提供状況等)、介護予防・自立支援に向けた取組・多剤投与に関する取組など、高齢者向け住まいの実態把握を行い、動向を把握するとともに、先進的な取組を収集し、その他の事業者への水平展開に資するよう整理する。
70	有料老人ホーム等に対する指導監督に 関する実態調査研究事業	高齢者の増加に伴い、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加する中、利用者保護の観点から、その指導監督を適切に実施してゆく必要がある。 このため、本事業においては、指導監督権者が有料老人ホームに対して効果的に指導を行う上で参考となるよう、都道府県等における有料老人ホーム等の指導監督の実態を把握するとともに、他の自治体の参考となるような取組事例を収集する。
71	住宅団地におけるサービス等の提供に 関する実態調査研究事業	高度経済成長期に整備された住宅団地において急速な高齢化が進む中、 地域包括ケアシステムの理念に基づき、団地の居住者が希望する場合に住 み慣れた団地に住み続けられる環境を整備することも重要となる。 このため、団地に居住する高齢者の状況や介護サービス等の利用状況、 ニーズ等について実態を把握するとともに、団地の居住者を支援する先進的 な取組等について整理を行うことを通じて、地域包括ケアシステムを構築する 上でのサービスの提供の在り方を検討する。
72	高齢者住まいにおけるACPの推進に関する調査研究事業	平成30年3月に「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」のガイドラインが改定され、在宅医療・介護の現場で活用されるよう見直されたところであり、今後、終の棲家としての役割を担うことが期待される高齢者住まいにおいても、ACPの取組を推進することが求められる。 このため、本事業においては、高齢者住まいにおける研修や高齢者住まいの経営者向けの説明会等の取組を通じて、その効果を検証するとともに、高齢者住まいにおいてACPに取り組む上での課題を整理し、高齢者住まいにおけるACPの取組の推進に向けた方策について検討を行う。
73	高齢者の見守り等の生活支援のあり方 と人材育成にかかる調査研究事業	地域包括ケアシステムの理念に基づき、住み慣れた地域における高齢者の居住継続を支援するため、支援が必要な高齢者と介護保険等のサービスとをつなぐ見守り等の生活支援の充実が急務となっている。このため、本事業においては、高齢者に対する見守り等の生活支援の取組事例(LSA制度の実態、公的住宅団地における取組、一般介護予防事業との連携事例、海外における高齢者住まいの実態等)を整理するとともに、生活支援の内容、生活支援を担う人材の在り方及びその育成方策について検討を行う。

番号	テーマ名	事業概要
74	高齢者向け住まい等の紹介の在り方に 関する調査研究事業	高齢者向けの住まいや施設は多様であることから、利用者にとってはどのサービスを選べばよいのか分からない、利用者の希望に添ったサービスを適切に紹介する担い手も十分にいないなどの状況がある。このため、本事業においては、利用者が住まいを検討・選択する際の参考となるよう、高齢者向けの住まいや施設の役割・機能、サービス類型を選ぶ際のポイント等について、利用者等に分かりやすい形で整理する。また、利用者がそれぞれの希望に応じた住まい・施設を選択できるようにするための方策、住まい・施設を紹介する事業者に対するルールの在り方等について検討を行う。
75	集合住宅における訪問介護等のサービス提供の在り方に関する調査研究事業	サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅における訪問介護等のサービス提供状況をお要介護度別に把握・分析することにより、サービス付き高齢者向け住宅における訪問介護等のサービス提供の在り方を検討し、報告書を作成する。
76	地域包括ケアにおける北海道版「住」の まちづくりに関する調査研究事業	「住まい」の整備を核とした暮らし続けられるまちづくりについて、北海道沼田町をモデルに具体的な事例を構築する。「住まい」にICT・IoTデバイスを実装することにより積雪寒冷・広域分散という北海道特有の課題の解決を模索することに加え、住民が自らが健康づくり・介護予防に取り組む仕組みづくりをめざす。 沼田町のほか北海道内の2か所程度の自治体を選定してITC活用型「住」のまちづくりに向けた課題整理・検討を行い、「沼田モデル」の横展開と導入活用プロセス整理に向けた検証を実施する。 有識者・専門家による研究会を設置して、上記に関する検討・研究を行う。また、各地域におけるICTデバイスの実装や仕組みの検討にあたっては、奈良県立医科大学を母体とするMBT(Medhical Based Town)研究所およびMBTリンク株式会社と連携してノウハウを展開する。以上について取りまとめた報告書を作成する。 【本事業の特記条件】 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画になっていること。

番号	テーマ名	事業概要
〇介護予	防•日常生活支援	
77	介護予防・日常生活支援総合事業及び 生活支援体制整備事業の実施状況に関 する調査研究事業	地域支援事業の総合事業は、全市町村における実施となった平成29年度から、その実施状況に関する調査を行ってきている。 引き続き、総合事業や生活支援体制整備事業の実施状況を明らかとするため、これまで実施されてきた調査を踏まえつつ、市町村の実践者等の意見を踏まえつつ、把握すべき事項や効率的な把握の方法等について検討を行い、調査を実施する。 また、調査の集計結果について、市町村の実践者等による意見交換等を行い、事業の推進に必要な対応について整理する。
78	介護予防・日常生活支援総合事業及び 生活支援体制整備事業の効果的な推進 方法に関する調査研究事業	総合事業は、多様な主体によるサービスが実施されているものの、従前相当サービスの利用が主流となっており、全国的に更なる推進が求められる。総合事業や生活支援体制整備事業の推進のため、モデル市町村における実施状況や課題を整理し、地域の特性を踏まえた総合事業の推進のための支援を行い、支援の経緯や、支援等を通じて得られた総合事業等の推進のポイントをノウハウ集として作成する。なお、自治体に対する伴走的支援の実施に当たっては、事業の推進や支援に関して豊富な経験を有する有識者(先行市町村、市町村支援の実績がある者、学識経験者等)による支援を行う。また、東海北陸厚生局等が、所管区域内の好事例を区域内で横展開するための手法をプログラム化し、とりまとめる。
79	地域資源の開発・充実と活用促進の調 査研究事業	高齢者が健康維持増進等のために積極的に参加したくなる仕掛けづくりを 促進するため、ナッジの活用などを含め、推進手法の好事例収集や効果的な 取組の検討、横展開を行う。 全国で取り組まれている「体操」の実態調査・ヒアリングを行い、実態把握を 行うとともに、好事例についてはその要因を分析し、横展開を図る。 高齢者を地域で支える基盤を充実させるための具体的な方策の検討や、普 及・啓発に向けた取組を行う。
80	通いの場の推進方策に関する研究事業	民間と連携した取組や無関心層に対するアプローチ、インセンティブの活用 や普及啓発手法等を含めた通いの場の推進方策について検討を行う。 本事業においては、様々な関係者(自治体、有識者、関係団体、民間等)で 構成される場等を設定した上で、検討・議論を行う。
81	地域介護予防活動支援事業の推進のた めの手法に関する研究事業	地域介護予防活動支援事業における住民主体の通いの場等に参加する高齢者の参加状況等を把握できるアプリケーション等のシステムを開発し、開発したアプリケーションを活用したモデル事業を実施し、その効果検証を実施する。

番号	テーマ名	事業概要
82	人生100年時代に向けた自治体におけるフレイル予防促進に関する調査研究事業	人生100年時代に向けた健康寿命の延伸の取組として、フレイル予防を実施することが位置づけられたが、自治体の態様に応じて、様々な取組方法があると考えられる。フレイル予防(オーラルフレイル予防含む以下同じ)に取り組んでいる自治体の取組を研究し、態様に応じて具体的な対応イメージや導入に向けてのポイント等を整理し、情報提供を行う。また、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していくことが期待されていることから、後期高齢者医療広域連合及び自治体の一体的な実施のモデル事業についても、都道府県や厚生(支)局の伴走的な支援策も調査研究する。 【本事業の特記条件】 関東信越厚生局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事業等を実施する計画になっていること。
83	中山間地域における地域住民との連携によるオーラルフレイル予防のためのICT利活用の強化・進展に関する調査研究事業	口腔ケアに関わる専門職が不足し、かつ、集落の点在により移動距離の長い中山間地域においては、地域のオーラルフレイル予防対策のため、介護職や地域住民の力を活用しながらICTを利用し効率的な情報収集や地域ケア会議の運用を行う必要がある。そのために以下の調査を実施し、その結果をふまえて報告書を作成する。 1 口腔ケアに関わる専門職が介護職や地域住民に対し、口腔ケアチェック項目やICTへの情報入力について教育訓練を行う。教育訓練を受けた介護職等は地域の高齢者の口腔状態のチェックや口腔ケアのサポートを行う。 2 嚥下音や食事風景について、現在は専門職が要介護者と対面することにより情報収集しているが、介護者がこれらの情報を入力するシステムを構築し、専門職間で情報共有を行う。 3 上記1、2の運用にかかるノウハウのガイドライン化を行い、他地域で普及できるよう整備する。 【本事業の特記事項】 四国管内でモデル事業を実施し、調査・分析の上、報告書の作成をする計画になっていること。

番号	テーマ名	事業概要	
〇医療・☆	〇医療•介護連携		
84	在宅医療・介護連携に関わる体制づくり の基礎研究事業	医療・介護の質の評価指標や、医療専門職の連携に関わる評価指標など、在宅医療・介護連携の評価にも応用可能と考えられる分野の知見を整理するとともに、現行の「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer.2」に掲載している評価指標にとらわれず、在宅医療・介護連携の新たな評価指標案を作成する。 本事業においては、医療・介護分野に限らず連携や質の評価指標を幅広く検討できる実施体制とするともに、作成した評価指標案については、信頼性及び妥当性についても検討することが望ましい。また、在宅医療・介護連携を行うことによって得られる効果を分析し、住民、医療、介護のそれぞれが満足感を得られるような質や連携指標の探索及び評価指標案の作成についても含めることとする。	
85		今後さらに医療が必要な高齢者の増加が込まれる中、介護分野で活躍する 看護職員の数は少ない現状にある。 訪問や通所を代表とした居宅系介護事業所は、小規模の事業所が多いも のの24時間の対応が期待され、夜間を通したシフト勤務である。このため、 従業者を取り巻く環境によっては、一人にかかる負担が大きくなる傾向にあ る。 本事業では、介護保険施設及び居宅系介護事業所における看護職員の就 労状況や労働環境、業務内容、働き方改革による実人員配置の変動等の実 態を把握し、何が看護職員の人材確保や定着に影響しているかについても調 査を行う。また、今後、拡大する介護分野における看護職員確保のための勤 務環境の整備や働き方への支援のあり方等について検討し、報告書を作成 する。 【本事業の特記条件】 ・調査結果については厚生労働省に提供すること ・介護保険施設及び居宅系介護事業所とは、介護保険サービスのうち看護職 員の配置(加算含む)のあるサービス全てを指す	
86	在宅医療・介護連携推進事業における 都道府県による市区町村支援に関する 調査研究事業	在宅医療・介護連携事業については、地域支援事業として、すべての市区町村で取り組み充実が図られているところ、一方では形式的な対応に留まっている状況が多数見受けられる。形式的な対応に留まることのないよう都道府県から市区町村に対し、積極的な介入による新たな支援アプローチを求められている。 上記に鑑み、在宅医療・介護連携推進事業に関して現状において市区町村の態様がそれぞれに異なることを考慮し、態様ごとに整理し、市区町村の評価指標(案)を用意した上で、モデル的に市区町村支援を実施し、そこから面的な取組へ広げていくことを目指す。 【本事業の特記条件】 関東信越厚生局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事業等を実施する計画になっていること。	
87	退院支援の事例分析による在宅医療・介護への円滑な移行のための介護職視点を取り入れた在宅医療・介護連携促進に関する調査研究事業	平成30年度「退院支援の事例分析による在宅医療・介護への円滑な移行のための介護職視点を取り入れた在宅医療・介護連携促進に関する調査研究事業」では、より円滑は在宅医療・介護連携に必要な要因分析を行った。本研究では、研究結果を医療職へフィードバックすることを主体とする。更に、研究結果を基盤に介護・医療・行政職が十分な意見交換を行い、介護職がより専門職としての能力を発揮し、円滑な退院支援に関与できる取組を行う調査研究を行う。 【本事業の特記条件】 近畿厚生局が管轄するエリアで実施する。7府県すべてにおいて事業等を実施する計画になっていること。	

番号	テーマ名	事業概要	
〇認知症	施策		
(啓発∙	教育)		
88	認知症への社会の理解を深めるための メディア等を活用した情報発信に関する 調査研究事業	認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気である。自身や家族が認知症になることに対する漠然とした不安を払拭し、認知症となっても様々な支援や工夫を組み合わせることで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることが出来ることを周知するため、地域や介護現場における取組の好事例を収集し、これを広く一般に発信することを目的とした映像コンテンツ等を開発し、インターネットやマスメディアなどの媒体を通じた普及啓発を行う。あわせて、国民の認知症に対する関心を一層高めるために、VRや映像作品などを活用した認知症に関する体験・体感ができる効果的な啓発イベント活動のコンテンツを開発し、その手法をまとめて、各自治体に配布する。	
(予防)			
89	認知症予防の手引きの策定に関する調 査研究事業	海外における認知症ガイドラインや国内外の認知症予防に関する研究の知見を収集し、評価を行った上で認知症予防をどのように進めていくべきかを示した手引きを策定する。	
90	認知症予防及び早期支援のための効果 的な取組に関する調査研究事業	認知症予防及び早期支援のための効果的な取組について、自治体等で行われている先進的な活動事例を把握するとともに、把握した事例の特性を整理し、全国展開のための試行的事業の方法論について検討する。	
91	認知症の人に資する商品、サービスの 認証制度に関する調査研究事業	近年、認知症の人に資するとされる商品やサービスが数多く開発されている。認知症の人や家族がそうした商品やサービスを選択するにあたって、一定の仕組みに基づいた評価が有用であると考えられる。本事業では認知症の人に資する商品、サービスの認証制度に関して海外も含めて広く事例を収集するとともに、それらの事例について包括的に評価を行い、それを踏まえて科学的なエビデンスに基づいた認証制度のあり方について検討を行う。	
(ケア・	(ケア・医療)		
92	認知症サポート医研修のあり方に関す る調査研究事業	認知症サポート医にはかかりつけ医の認知症診断等に関する相談役や地域での連携役としての役割を求められている。平成30年度の認知症サポート 医研修のあり方に関する調査研究事業の結果を踏まえて、今後の当該研修 のあり方や要件、カリキュラムの作成、研修体制等について検討し、報告書に まとめる。	

番号	テーマ名	事業概要
93	治療可能な認知症に対する医療のあり 方に関する調査研究事業	治療可能な認知症は認知機能低下を呈する疾患群の一部を占め、患者も一定数存在すると考えられる。治療可能な認知症に対しては早期の適切な診断と治療が重要である。本事業においては治療可能な認知症に対して行われている診断、治療の実態に関して幅広く調査を行うことによって現状を明らかにし、治療可能な認知症に対する早期の介入を可能にするための提言を作成する。
94	認知症初期集中支援チーム設置後の効果に関する調査研究事業	認知症初期集中支援チームが全市町村に設置されたが、その対象者や活動内容等についてはチームごとに差があるのが現状である。地域における他の予防や早期支援の取組も参考とし、より効率的な初期集中支援チームのあり方を検討するための事業を実施する。
95	認知症疾患医療センターの質の管理及 び地域連携のあり方に関する調査研究 事業	認知症疾患医療センターが、認知症医療の地域における拠点として、都道府県行政等との連携のもとその質の管理及び向上を図るとともに、地域包括支援センターやかかりつけ医等と連携した認知症の人や家族が地域で暮らすための支援体制を構築することを目指し、先進的な地域を参考に試行的な事業を実施する。
96	認知症対応力向上研修のあり方に関する調査研究事業	認知症の早期診断、早期対応の体制整備及び入院時の身体合併症等へ の適切な対応の推進のため、地域や病院において認知症患者及び家族への 支援を行う医療関係者に対する認知症対応力向上研修の質の向上及び効 率的な研修のあり方について検討するための事業を実施する。
97	認知症患者及び家族支援における認知 症認定看護師の活用に関する調査研究 事業	認知症に関する専門的知識・技術を持つ認定看護師等が、自宅で生活する 認知症患者及びその家族に対する直接支援をしている診療所や介護事業所 の職員に対してアドバイザーとして研修や同行訪問等の実施による支援を行 う体制整備を目指し、先進事例の把握や試行的事業の実施について検討す る。

番号	テーマ名	事業概要
98	認知症介護従事者に対する研修の効果 的な実施方法及び評価に関する調査研 究事業	認知症の人が今後も増加していくことが見込まれる中、介護サービス事業所において、認知症の人に適切に対応できるよう、介護職員の質・量ともに向上させていく必要がある。認知症介護研修については、受講者の受講機会を確保する観点から、新オレンジプランにおいて、「eラーニングの部分的活用の可能性を含めた、受講者がより受講しやすい仕組みについて検討していく」こととされているところであるが、導入する際に自治体等が抱える課題を明らかにし、導入する方策について検討を行う。
99	認知症グループホームにおける効果的な従事者の負担軽減の方策とグループホームケアの効果・評価に関する調査研究事業	認知症グループホームにおけるグループホームケアの効果を長期的に検 証するとともに、事業所の状況、行われているケアの内容等、認知症を抱え た入居者に対し、効果的なケアのあり方について研究を行う。
100	認知症施策のアウトカム指標実用化を推進するための調査研究事業	認知症施策をより効果的に推進するために認知症の人やその家族のQOLを反映し、自治体やサービス事業所においても施策や事業の指標となるようなアウトカム指標が必要とされる。本事業ではアウトカム指標の実用化を目指し、アウトカム指標の実施にあたっての様々な問題点や課題を検討するとともに、効果検証、他指標との関連などの調査を行い、報告書にまとめる。
101	認知症に対する非薬物療法の取組に関する調査研究事業	非薬物療法を取り入れることで認知症の症状進行抑制や予防につなげるためのプログラムなどの仕組みづくりを行うとともに、認知症当事者の生活歴や性格を介護者がより詳しく知りえることによるコミュニケーション向上やパーソン・センタード・ケアにつなげるための効果的な手法等について研究し、また実際に介護現場に取り入れることによる効果について検証を行う。

番号	テーマ名	事業概要
(若年性	±認知症、就労・社会参加支援)	
102	企業での就労が困難となった若年性認 知症の人への支援のあり方に関する調 査研究事業	若年性認知症の人が企業等での就労が困難になった場合でも、引き続き社会との関わりを維持し、本人、家族が望む生活を送れるよう、障害福祉サービス、介護サービス、その他の様々な社会資源を活用し、支えていくことが求められる。その際、本人や家族が円滑に新たな生活を送れるよう、本人や家族のフォロー、様々な社会資源を活用したり、新たな居場所づくりを行う際の手法や留意点について研究し、手引きを作成する。
103	介護サービス事業所等における社会参加活動の適切な実施と効果の検証に関する調査研究事業	介護サービス事業所等がサービス提供の一環として社会参加活動や有償ボランティアのような活動を行う事例が近年増えてきており、平成29年12月に取りまとめられた介護給付費分科会の審議報告においても、今後の課題として「地域共生社会の実現の観点から、共生型サービスを含む介護サービス事業所が、利用者が社会に参加・貢献する取組を後押しするための方策について、運営基準やその評価のあり方等を含め、引き続き検討すべき」とされている。今後、こうした活動をさらに進めるに当たり、こうした活動が利用者にどのような効果があるか検証を行うとともに、取り組む際に必要となる介護サービス事業者と地域の社会資源との連携の方策について検討を行う。
104	若年性認知症の人がより良い状態になる力を引き出せるための就労継続と日常生活環境を考える研究事業	若年性認知症支援コーディネーターが多職種と連携して、若年性認知症の人の就労と日常生活を支えるため、企業、地域への啓発活動を広げる方法を作る。 ・企業や地域、学校で開催される認知症サポーター養成講座で講師を務めてキャラバンメートや、多職種との繋がりのある認知症地域支援推進員、地域両立支援推進チームと連携して企業、地域への理解を求める活動を進め、就労支援と生活環境整備の活動への提案を行い、企業、自治体、地域包括センター等に発信する。 【本事業の特記条件】 事業対象自治体を選定にあたっては、地方厚生局と協議の上、選定する計画となっていること。
105	若年性認知症の当事者本人と家族の支援のためのピアサポート体制の構築に 関する調査研究事業	若年性認知症当事者やその家族の支援策は、本人ミーティングの実施など一部に取り組みが進みつつあるが、その実施自治体は少なく、若年性認知症コーディネーター、認知症地域支援推進員、初期集中支援チーム、地域包括支援センター、家族会等が一体となった身近な地域でのネットワーク化と支援が求められている。本事業は、希望する自治体に対して伴走型支援による当事者やその家族のピアサポート体制整備を進めるとともに、関係自治体と地方厚生局の連携方策についても検討する。 【本事業の特記条件】 中国四国厚生局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事業等を実施する計画となっていること。

番号	テーマ名	事業概要	
(認知症	(認知症共生型の生活環境づくり)		
106	認知症サポーター等による認知症当事 者本人及び家族にかかる支援方策に関 する調査研究事業	認知症サポーターの中には、認知症の人や家族に対する支援活動を行いたいと思っている者も多くおり、そういった活動を希望する認知症サポーター養成講座修了者を認知症の人や家族のささいな困りごと(ニーズ)に結びつける仕組み作りを構築するため、支援活動を行う際に核となる者(事業の運営主体、リーダー役等)への事業運営全般にかかる研修の実施や、実際の支援現場で必要となる対応や留意点等をまとめた教材の作成を行う。	
107	認知症高齢者等の意見を企業等における消費者への対応や商品開発等につなげる仕組みの構築に関する調査研究事業	現在、認知症高齢者等に対応した接客やレジのスローレーン等の取組が、 ごく一部の企業等においてなされているが、今後さらに増加する認知症高齢 者等の生活課題を解決し、暮らしやすい社会をつくっていくため、認知症高齢 者等が特に衣食住、それに伴う移動や買い物などを中心に日常生活で感じ ている課題を抽出し、当該課題解決に向けた対応を企業における消費者対 応や商品開発等に結びつけていく仕組み(企業等への動機づけ、働きかけ方 等)の構築について検討し、報告書をまとめる。	
108	認知症高齢者の行方不明時等における 広域での支援体制構築に関する調査研 究事業	認知症高齢者等の見守り体制については、地域毎に整備が進められているが、地域を越えて行方不明となる場合もあることから、広域での見守り体制を整備するため、既存の地域での取組を活かしつつ、広域捜索時の地域間連携体制づくりのポイントの整理や既存の捜索システム(スマホアプリやGPS等活用)の把握・整理・互換性についての検討を行う。また、システム機器の活用(防災等の他のシステムの活用含む)も含む広域的な見守りに関する連携やネットワークの構築等について、好事例を収集・整理し、報告書にまとめる。	
109	認知症に関する企業認証制度・表彰制 度を含めた民間の取組活性化に関する 調査研究事業	認知症共生社会の実現において民間活力の活用は不可欠であり、その取組をより活性化していく必要がある。本事業においては、民間企業・当事者・家族などからの意見を収集し、「認知症にやさしい企業」のような企業認証制度、表彰制度の確立に関する検討を含め、企業の認知症に関する取組活性化を図るための調査研究を行う。	

番号	テーマ名	事業概要	
(研究開	(研究開発、産業促進、国際協力)		
110	認知症に関する官民連携プラットフォー ム構築に関する調査研究事業	平成30年度の老健事業において、認知症の人にやさしい地域づくりを進めている自治体を調査し、好事例の収集及び民間との連携の事例について整理するとともに、認知症の人にやさしい地域づくりにおける官民連携の仕組みの構築について検討してきたところ。本事業においては、上記検討を参考に自治体においてモデル的に官民連携の仕組みを構築し、官民連携プラットフォーム構築の進め方について調査研究の上、官民連携プラットフォーム構築の指針を策定する。	
(認知症	Eの人やその家族の視点の重視、意思	決定支援・権利擁護、介護者への支援)	
111		全国調査等により、認知症の本人の意見を活かした施策展開の実施状況、好事例を把握する。また、試行プロジェクトが実施可能な都道府県と市町村を選定し、当該都道府県と市町村において、既に開発されているツール(本人ガイド等)や事例も参考としつつ、本人とともに(本人を起点とした見方で)、認知症発症前後から最後まで全経過を通じた統合的な施策の点検・改善、改善企画、実施・評価(再点検)を実施し、本人意見をもとに統合的・継続的に施策展開を推進していける方策を検討する。加えて、本人の視点を重視した施策の取組は、自治体間による開きが大きいため、都道府県と市町村のそれぞれの機能・具体的な役割等を整理し、両者が役割分担あるいは合同で重層的に施策展開を進めていける方策を検討する。上記の内容をもとに、ガイドブック・事例集の作成、報告会の実施を行う。	
112	認知症の人の意思決定支援のあり方に 関する調査研究事業	平成29年度の老健事業における検討を基に「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を策定した。また、平成30年度の老健事業においては、ガイドラインを利用した研修プログラムについて検討を進め、研修プログラムの策定及び研修に利用するDVDの作成などを進めてきたところ。 平成30年度の老健事業において策定した研修プログラムを幅広い職種に対応できるよう充実させることに加え、研修を実施できる講師の養成カリキュラムについて検討、策定する。また、意思決定支援実践時の課題について調査・検討するとともに、意思決定支援時の記録方法について検討し、報告書にまとめる。	

番号	テーマ名	事業概要
113	認知症の人の家族・介護者に対するオンライン教育プログラムに関する調査研究事業	認知症の人の介護者への支援は認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)において4番目の柱として位置づけられた重要な取組である。海外の取組を参考にしつつ介護者向けオンラインプログラムの開発および効果検証を行い、有用であることが示された場合にはプログラム普及のための取組について検討を行う。
114	認知症高齢者等を支えるやさしい地域 づくりに向けた成年後見制度の利用に 係る相談体制とネットワークの構築に関 する調査研究事業	認知症高齢者や単身世帯の高齢者を支える地域の権利擁護体制の構築のため、地域住民や関係機関への成年後見制度に係る周知度の把握、相談から利用支援に至る経過の事例検証等を行い、地域包括支援センター等の相談機関やネットワークの現状と課題の整理を行う。 具体的には、中国地方管内自治体(117)と地域包括支援センター(308カ所)を対象にした調査により、成年後見制度の利用が低調である要因分析等を行うとともに、自治体の意向を踏まえ、広報啓発方法、関係機関職員の研修方法、地域包括支援センターを中核機関として整備する方策、権利擁護機能としての地域の関係機関(中核機関等)との連携・ネットワーク方策について検討を行う。 【本事業の特記条件】 中国四国厚生局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事業等を実施する計画となっていること。
(その他	<u> </u> <u> </u>	
115	認知症の人、家族の生活実態や困りごとに関する調査研究事業	認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける社会の実現を図る上で、現在の認知症の人や家族の生活の状況、生活する上でどのようなことに困難を感じているか、現在の認知症施策を利用する上での課題などを把握することが必要であり、これらについて、地域差、過去の生活状況からの変化等も踏まえた調査研究を行う。
〇権利挧	 護施策	
116	介護施設における高齢者虐待の防止・ 身体拘束の廃止・サービスの質の向上 に向けた介護相談員派遣等事業の効果 的活用に関する調査研究事業	介護施設における高齢者虐待は年々増加傾向にあるが、行政担当者だけでの対応では限界があり、閉鎖的である施設に「外部の目」として介護相談員を派遣することは、虐待防止・身体拘束廃止・サービスの質の向上の観点から有効であるものの、介護相談員派遣等事業の実施市町村数は全国で3割程度に留まっている。このため、当該事業の実施市町村を通じて、①虐待防止・身体拘束廃止・サービスの質の向上が図られた具体的事例②介護保険の地域支援事業の必須事業である権利擁護事業など他事業との連携や民生委員とのタイアップ等により相乗効果が得られた具体的事例③シニア世代の社会参加活動の場として活用されている具体的事例などの好事例を収集し、効果的な活用方策を検討するとともに、住宅型有料老人ホームにおける介護相談員の活用の有効性についても調査し、今後の国の施策展開の参考とするための提言を行う。なお、事業実施にあたっては、高齢者虐待の防止・身体拘束の廃止等に知見を有する者(学識経験者・弁護士・介護相談員・実施市町村等)から構成される検討委員会を設置し、効果的な活用方策等の検討を行うこととする。

番号	テーマ名	事業概要	
〇介護人	〇介護人材確保対策		
(人材研	笙保)		
117	介護人材確保の枠組み構築に向けた調 査研究事業	少子高齢化の進展により介護ニーズが増大する中、各法人・事業所や地域においては介護人材確保に向けた独自の取組が進展している。本事業では、各法人・事業所における介護人材確保に向けた取組事例を収集し、各所における取組の実態を把握するほか、把握した取組について他の事業者への水平展開に資するよう、運用面でのキーポイントを抽出する。	
118	第8期に向けた介護人材の需給推計ワークシートの開発に関する調査研究事業	平成30年度の調査研究で検討した介護人材の需給推計に用いるワークシートの構成について、実際に都道府県に対してプレ配布・収集を行い、有効性の検証、さらなる改善点がないか研究を行う。また、推計の精度を更に高めるため、必要なデータの在り方の整理、第8期介護保険事業支援計画に向けた方向性の研究を行う。加えて、推計結果の施策への活用方策の更なる検討、人材確保策のPDCAサイクルの確立に資するような取組の調査・研究を行い、報告書を作成する。	
119		各都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用して、介護助手に関する取組や介護に関する入門的研修の研修等の取組が進められているが、本事業においては、介護助手等の主要な担い手である元気高齢者に焦点を絞り、どのようなアプローチが介護分野への参入に効果的か調査研究を行い、報告書を作成する。	
120	東北地方における介護未経験の高齢者 人材等の確保及び業務分担に係る好事 例事業者の取組の分析等に関する調査 研究事業	高齢化の進展や人口流出の著しい東北地方における、介護未経験の高齢者人材等の雇用(確保)や、それらの者の個々の能力に応じた業務分担に係る好事例事業者の取組(人材確保の方法、業務分担の内容・方法、非正規職員等の労務管理の方法等)を分析するとともに、その取組を他の事業者(中山間地や被災地等の事業者を想定)においてモデル的に実践する。 【本事業の特記条件】 東北厚生局が管轄する各エリアにおいて調査等を行う計画になっていること。	

番号	テーマ名	事業概要
(人材育	育成)	
121	介護事業所の認証評価制度の普及に関 する調査研究事業	平成30年度の調査研究でとりまとめた認証評価制度ガイドラインを活用した 都道府県にご協力いただき、制度導入時のガイドラインの実際の活用例等の 検証を行う。既に認証評価制度を実施している都道府県や、認証を受けた又 はこれから受ける事業者等にガイドライン導入に関するヒアリングを実施し、 必要に応じてガイドライン改定の方向性を研究し、報告書を作成する。
122	喀痰吸引等の安全な実施の推進に関す る調査研究事業	喀痰吸引等研修の円滑な実施及び喀痰吸引等を実施する介護職員等の継続的なフォローアップの実施にあたっての課題や解決に向けた取り組みについて、質問紙調査やヒアリング調査、文献調査等の結果を踏まえて整理し、研修の実施から研修修了後現場で喀痰吸引等を提供するまでの各ステップごとに、都道府県や登録研修機関、喀痰吸引等を実施する事業者等の取り組みに資するツールを研究し、報告書を作成する。

番号	テーマ名	事業概要
〇介護口	ボット	
123	介護ロボットの活用に向けた人材育成に 関する調査研究事業	介護ロボットについては、厚生労働省及び経済産業省が連携し、介護現場のニーズを踏まえた開発等の支援を実施しているほか、都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等への導入支援を実施しているところである。 介護ロボットの活用を促進していくためには、これらの取組にあわせて、都道府県等において、開発された機器を介護現場で効果的に活用できる人材を育成していくことが重要となる。 本事業では、介護現場におけるこれらの人材育成に向けて、求められる取組やカリキュラムの提案など必要な方策について整理し、報告書をまとめる。
124	介護ロボットの評価指標に関する調査研 究事業	平成30年度介護報酬改定では、見守り機器の導入により効果的に介護が 提供できる場合について、夜勤職員配置加算の見直しを行うとしたところであ る。 あわせて、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告では、今後の課題と して、介護ロボットの幅広い活用に向けて、効果実証等を進めるべきといった 内容が明記されたところである。 本事業では、平成30年度に作成した介護ロボットの評価指標案を活用した 場合の具体的な実証手法を整理し、試行的に実証を行うほか、介護事業者 自らの取組も含めた効果実証結果の活用について報告書をまとめる。
125	介護ロボットの効果的な活用に向けた課 題整理及び解決方策に関する調査研究 事業	介護ロボットについては、国が重点的に開発等の支援を行う分野を定めるなど、その開発や普及に向けた取組を進めてきたところである。あわせて、未来投資会議や社会保障審議会での議論をはじめ、各種先行的な調査研究等においては、多面的な視点から介護ロボットの課題等が提示されている。本事業では、介護ロボットの効果的な活用に向けた各種課題を整理するとともに、中長期的な視点も含めた具体的な解決方策について提案内容をまとめる。
○普及・啓発		
126	地域共生社会の実現を見据えた地域包 括ケアの全国普及に関する調査研究事 業	高齢者を含む誰もが住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、地域 包括ケアシステムの構築を引き続き推進するとともに、今後の人口減少社会 を見据えながら、地域共生社会の実現を目指した展開が求められる。地域包 括ケアや地域共生を先行して進めている自治体の取組事例、地域包括ケア の深化・推進に向けた課題等について、セミナーを実施するとともに、関係者 が交流して意見交換ができるよう全国的なシンポジウムを開催する。

番号	テーマ名	事業概要	
〇その他	〇その他		
127	介護関連分野の新たな資金調達方法に 関する調査研究事業	民間企業又は自治体が心身に状態改善効果をもたらす取組みや介護が必要になることへの不安を解消する活動等介護関連分野の取組みをより一層進めるために債券を発行する場合の市場における可能性、可能性がある場合の仕組みと商品・サービス、海外の事例を調査し、報告書を作成する。	
128	介護保険制度の実施状況に係る全体像 把握のためのツールに関する調査研究 事業	介護保険制度の保険者においては、介護保険の安定的運営や地域包括ケアシステムの推進のため、認定率や給付費、保険料のほか地域支援事業や在宅医療との連携など介護保険制度の実施状況に関する全体像を把握した上で、介護保険事業の設計・運営を行うことが重要である。このため、自治体で独自に活用されている全体像把握のための簡易なツールの事例(大都市における地域包括ケアをつくる政策研究会の「保険者シート」)を基に、こうしたツールが各自治体において有効に活用され、広く普及していくための方策について調査研究を行うものである。	
129	介護サービス提供主体の経営効率化に 関する調査研究事業	平成30年度事業において、介護サービス事業の提供に当たり、実態を調査・分析し、経営効率化に資する経営体制の在り方を考察したところである。本研究事業においては、平成30年度の調査研究の成果を踏まえ、経営効率化に当たって、更なる客観的な効果測定を行う。さらに、すでに取組を行っている事業所の好事例を収集しその横展開に努めるほか、経営効率化のためのガイドラインの策定を行う。	
130	若者が夢を持って目指せる介護人材像 に関する調査研究事業	「若者が夢を持って目指せる介護人材像」について、介護事業所・施設に対するアンケート調査や事例の収集、先進的な取り組みを行っている自治体等からの情報収集を通じて、業務負担を軽減しながら質の高いケアを実現することも視野に入れつつ、目指すべき介護人材に求められる具体像と求められる能力等を検討し、報告書を作成する。	
131	介護現場におけるハラスメントに関する 研修・相談支援の在り方に関する調査 研究事業	介護現場におけるハラスメントについて、介護事業者が行うハラスメント対応に関する研修・相談支援について、調査研究を行い、介護事業者が活用できる研修・相談支援の手引きを作成するとともに、報告書を作成する。	
132	被災地における在宅サービスの確保の 在り方に関する調査研究事業	被災地における在宅サービスを中心とした介護サービス基盤の整備について、被災市町村の介護保険担当部局、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業者等による検討組織を作った上で、実証的に検討しながら実例を示す。また、被災から復興までの過程を分析・調査を行い、被災市町村における介護サービス基盤の復興に資する手引きを作成するとともに、報告書を作成する。	
133	要介護高齢者に対する旅行支援の在り 方に関する調査研究事業	要介護高齢者になっても旅行できる環境を整備するため、介護事業者、旅行業者、航空・鉄道・バス事業、ホテル・旅館業者等のそれぞれの視点から現状の課題を把握・分析した上で、旅行時の要介護高齢者に必要な支援について、関係者間で議論し、それぞれの場面に応じた必要な要介護高齢者への支援や連携の在り方について報告書を作成する。	

番号	テーマ名	事業概要
134	共生型サービスの実態把握及び普及啓 発に関する調査研究事業	平成30年4月に施行した「共生型サービス」について、各自治体の指定状況や事業所の運営状況、利用者の状況(要介護度や障害支援区分など)、ケアの実施内容、実施にあたっての課題、共生型サービスの利用者(高齢者及び障害者)や介護者に与える効果等についての実態把握を行うための調査を行い、その結果について集計・分析・検証を行う。また、その調査結果に基づく共生型サービスの施行状況や全国各地での先行事例を踏まえ、共生型サービスの更なる普及啓発を図ることを目的として、事業者向けの啓発(シンポジウムの開催など)やサービス提供を担う職員の人材養成研修等の取組を実施する。
135	一人暮らし高齢者等の生活課題と互助 組織による支援に係る調査研究事業	一人暮らしや高齢者のみ世帯が地域で日常生活を営む上で発生しうる課題と、それを支援する老人クラブ等地域の互助組織による生活支援等の提供状況の実態を把握し、検証することで、地域による支え合いの取組の推進に関する報告書を作成する。
136	保険外サービス活用推進に関する調査 研究事業	保険外サービスの更なる活用推進に向けて、自治体やケアマネジャーに情報提供できるよう、全国の介護保険外サービスの事例収集や健全な発展方策について検討を行う。
137	公的介護保険サービスにおける身元保 証等に関する調査研究事業	身元保証等高齢者サポート事業について、 ① 利用者(利用希望者を含む)から包括支援センターなどに対して、どのような相談があり、どのような対応を行ったかの実態調査 ② 特養などの介護事業者のニーズに対応した取組事例の調査 等を行い、好事例については横展開を図る。
138	地域包括支援センターやケアマネジャー の災害時支援の現状と今後の支援のあ り方に関する調査研究事業	都道府県におけるケアマネジャーの職能団体が行う災害対応研修の中身 や頻度、地域包括支援センターにハザードマップの掲示がどの程度掲示され ているか等の実態調査を行うとともに事例収集を行う。 また、災害時に活用する個別計画の作成に関する福祉の協力のあり方や 課題、防災との連携について考察し報告書を作成する。
139	基礎自治体や中間支援組織等による住民主体の活動を促進するための手法に関する調査研究事業	地域住民が主体となった通いの場や生活支援等の立ち上げから実施、継続といった運営全般について、基礎自治体や中間支援組織等が後方支援し、地域が必要とする新たなサービスへの展開や多世代・多対象への拡大など、地域住民の力を活かした支援体制を構築できるよう具体的な手法について検討を行い、基礎自治体や中間支援組織が活用できるツールの作成と検証を行う。
140	家族介護者支援に関する諸外国の施策 と社会全体で要介護者とその家族を支 える方策に関する研究事業	家族介護者支援について、イギリス、ドイツ等の諸外国における法制度及び施策に関する文献調査等を行うとともに、これを踏まえ、社会全体で要介護者等とその家族を支えていくための効果的な方策について検討を行い、報告書を作成する。

番号	テーマ名	事業概要
141	介護事業経営実態調査における調査票 記入方法の分かりやすさ等に関する調 査研究事業	介護事業経営実態(概況)調査の有効回答率が、類似の調査と比較して低調となっている要因の一つとして、調査票の記載方法が分からないため未提出となっている施設・事業所も一定程度見込まれることから、経理に明るくない者であっても正しく調査票を記入できるよう、施設・事業所向けに調査票の記入方法を分かりやすく解説する方法等について検討を行い、有効回答率の向上に資するツール(例:調査票記入方法を解説する動画、手引き等)を作成する。 【本事業の特記条件】 本事業で作成したツールは、2020年5月に実施予定の介護事業経営実態調査において活用することを想定している。
142	介護保険施設における食費・居住費の 平均的な費用額に関する調査研究事業	介護保険施設の基準費用額については、介護事業経営実態調査によって、食費・居住費の平均的な費用額を把握し、その対応について介護給付費分科会において議論を行っているところである。 2019年度介護報酬改定に関する審議報告において、「基準費用額については、今後介護事業経営実態調査で実態を把握した上で、どのような対応を図るべきか引き続き検討することが適当である。」とされたことに加え、平均的な費用額の実態把握の方法に関する意見(償却方法の相違(定率法・定額法)を踏まえた建物減価償却費の把握等)もあったことから、介護事業経営実態調査によって食費・居住費の平均的な費用額の実態を把握する方法や他に代替可能な指標の存否等に関して検討を行い、報告書を作成する。 【本事業の特記条件】 2020年5月に介護事業経営実態調査の実施を予定していることから、本事業については、2019年9月頃までに完了し、その結果について厚生労働省に報告できる計画となっていること。 また、検討にあたり、有識者による検討委員会を設置すること。
143	処遇改善加算の申請等の簡素化に関す る調査研究事業	処遇改善加算について、行政及び介護サービス事業所の事務の負担軽減 や簡素化の具体的な内容について検討するとともに、申請等の際に行政や 事業所が使用することのできる支援ツールを作成する。 【本事業の特記条件】 支援ツールについては本年10月から新たな加算が設けられることを踏まえ たスケジュールとすること。
144	介護サービス事業所の職場環境等に関 する調査研究事業	介護職員処遇改善加算については、介護従事者処遇状況等調査において、処遇改善以外の職場環境改善についても一定程度把握を行ってきたところであるが、2019年度介護報酬改定に関する審議報告において、「介護人材の確保等の目的が達成されたか効果検証を行うとともに、介護職員の確保に当たっては、処遇改善だけではなく離職防止に向けた総合的な取組を行うことが適当である」とされたことを踏まえ、これまでの処遇改善による職場環境等への影響について把握するとともに、その結果も踏まえ介護現場で求められる職場環境改善の取組について整理を行う。 併せて、同審議報告において「経験・技能のある介護職員が多い事業所や職場環境が良い事業所をより精緻に把握する観点から、その方法について、今後検討することが必要である」とされたこと等を踏まえ、事業所等における職場環境等の状況について把握を行う。

番号	テーマ名	事業概要
145	複数の介護サービス事業所が連携して 行う取組に関する調査研究事業	改革行程表2018において、「事業者の経営の大規模化・協働化等の取組状況等を把握」することとされたことを踏まえ、複数の介護サービス事業所が連携して行う取組の具体的内容や範囲、それによる業務効率化等への影響について、調査を行う。 【本事業の特記条件】 秋頃までにとりまとめること。
146	地域包括ケアシステムにおける薬剤師 の在宅業務の在り方に関する調査研究 事業	在宅業務を行っている薬局数は年々増加しており、全体として薬剤師による在宅における薬剤管理は進んでいるが、今後、地域包括ケアシステムの構築が進む中で、薬剤師・薬局がその役割を果たすためには、在宅業務へのますますの関与が求められる。在宅業務については一包化、医薬品の配達、服薬指導、薬学的管理指導、他職種への情報提供等様々であるが、地域の実情、患者及び利用者の状態等を踏まえ、一元的・継続的に実施することが重要であり、本事業においては、薬剤師の在宅業務(特別養護老人ホームにおける業務を含む。)における実態調査を行い、その在り方について検討し、報告書を作成する。 【本事業の特記条件】 ・調査の実施及び結果の集計について平成31年9月頃までに完了し、その結果について厚生労働省に報告できる計画となっていること。・また、応募団体については、本事業内容の趣旨より介護分野における薬剤師のサービスを提供する関係団体以外の中立的な立場の団体であること。
147	高齢者の社会的リスクに関する基礎的 調査研究事業	社会的な課題をもつ高齢者に対して、かかりつけ医等が地域の社会資源に結びつける諸外国の取組や、日本における類似の取組等をレビュー・整理したうえで、高齢者の社会的課題の把握から把握後の支援に関して、既存の資源の活用等を踏まえたプロセスの技術的提案を行うことにより、地域包括ケアシステムの構築を目指した支援のあり方の基礎的な調査研究を行う。
148	専門職による健康相談・保健指導の提供を行う地域に根付いた窓口に関する調査研究事業	専門職による健康状態の確認や健康相談、保健指導を提供し、必要時に医療や介護資源につなげる機能を発揮する「まちの保健室」が存在する。当該取組は全国で多様に拡大しており、主には看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士等の専門職が大手スーパーや駅等で気軽に健康相談や介護相談に応じたり、医療や介護資源、自治体のサービスと繋がっていない高齢者・家族を適切な機関に紹介する等の対応をしている。専門職が関与することや、住民に身近な場所に設置されている共通点はあるが、地域によってその活動は多様なものとなっている。本事業においては、いわゆる「まちの保健室」の取組の実態を把握し、地域への健康増進・介護予防等へのもたらす影響について検討し、好事例の収集・分析や試行的実施等を通して、取組のノウハウをまとめた報告書を作成する。
149	介護職の機能分化の推進に関する調査 研究事業	平成31年度予算案においては、介護助手等多様な人材の参入を促進し、機能分化による介護の提供体制や、地域の事業者間・多職種連携による介護業務効率化等の実践を支援する地方自治体向け補助金「介護職機能分化等推進事業」を実施することとしている。本事業においては、「介護職機能分化等推進事業」の実施主体の協力を得て、各取組の狙いや実施状況を随時把握するとともに、効果測定、検証、各都道府県による所見の分析、整理等を行い、地域の特性や状況に応じた取組の方向性、課題について調査・研究を行い、報告書を作成する。

番号	テーマ名	事業概要
150	外国人介護人材の受入れの実態等に関 する調査研究事業	外国人介護人材の受入れ制度として、平成29年11月に施行された介護職種における技能実習制度、本年4月に創設される「特定技能」があり、今後、日本国内で就労する外国人介護人材の増加が見込まれている。これらの制度により受入れた外国人介護人材の生活・就労実態や受入れ施設等における支援の実態のほか、地域ごとの特定技能による受入状況・人手不足の状況やその要因等を把握するための調査を実施する。調査結果を踏まえ、受入れにあたっての課題と、課題に適切に対応していくための方策について検討するとともに、検討にあたっては、EPA(経済連携協定)や在留資格「介護」による受入れ実態や地域の取組事例等を十分に参考にしながら、その結果を報告書にとりまとめる。
151	北海道の「地域医療構想」と地域包括ケアの連携を実現する「住民主体のまちづくり」促進に向けた調査研究事業	北海道の「地域医療構想」と各市町村単位の地域包括ケアシステムの在り方や健康づくりを住民主体で議論する場づくりを実践するため、「地域包括ケアシステムと地域医療をまちづくりと連動させる仕組み」構築の導入プロセスを、医療環境が異なる複数のモデル市町村で試行し、地域の実情に応じた取組課題を整理する。専門家や実践者等からなる研究会を設置し、人口減少が進む地域で、人生100年時代に向け、住民・行政・医療機関・他の関係機関が連携した「地域包括ケアシステムと地域医療をまちづくりと連動させる仕組み」を構築するためのプロセスモデルを提示し、報告書を作成する。 【本事業の特記条件】 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画になっていること。
152	北海道のリハビリテーション職の専門性 を生かした地域リハビリテーション及び ヘルスケア関連の関連保険外サービス の創出に向けた調査研究事業	本調査研究は、北海道の広域分散・積雪関連の地域特性を踏まえ、リハビリテーション職(以下、リハ職)の活用促進による地域包括ケアシステム構築の観点から、北海道内のリハビリテーション職の専門性を活かし、地域の健康運動指導士等との連携により、地域リハビリテーションや地域へルスケアを推進する新たな保険外サービス創出を通じ、「リハ職の地域偏在」、「リハ職との連携による住民の生活機能向上の促進」、「リハ職・地域へルスケア専門家の新たな活動領域拡大」等に向けた社会実装を行い、その成果をもとにモデル構築を行い、道内各地への横断的展開を促進することを目的とする。 【本事業の特記条件】 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画になっていること。
153	北海道における地域包括ケア関連産業の社会実装に関する調査研究事業	地域包括ケアの推進においてケア対象となる地域生活者像が明確に定義されずに、サービス提供者視点に偏り過ぎると、本当にケアを必要としている地域生活者に対して適切なサービスが提供できない懸念を踏まえ、生活者起点から地域包括ケアの在り方を改めて検討する必要がある。本事業では、対象者を道内都市域内外在住の高齢者其々に定め、日常生活のQOL向上を実現するための医療・介護サービス外の取組みとして、食・栄養に焦点を当て各地での取組み事例を収集するとともに、北海道の特性を踏まえた地域包括ケアの在り方や、地域を支える関連企業との連携を通じた社会実装の在り方を有識者等による検討委員会を開催し、議論を行うこととする。また、検討委員会では、将来的に民間企業主体での地域包括ケアシステムの持続的な体制構築の実現を目指し、さらにその先に日本全国各地への横展開を意図した「北海道モデル」の構築に向けた議論も併せて実施し、報告書として取りまとめる。 【本事業の特記条件】 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画になっていること。

番号	テーマ名	事業概要
154	超高齢社会における地方機関等との連携による農福連携、移動支援、居住支援 のあり方に関する調査研究事業	超高齢社会において、地域包括ケアシステムを構築していくには、厚生行政だけでは為しえない様々な課題がある。本研究事業においては農福連携、移動支援、居住支援等に着目し、これらの施策に取り組む市区町村の先進事例を把握し、特に、当該自治体の福祉部局だけでは為しえなかった課題への対処事例(例えば、他の部局や他の機関等との協働など)を収集し、情報提供を行う。これらの情報は地方厚生局だけでなく、他省庁の地方機関・関係団体と共有し、今後の自治体支援策を調査研究する。 【本事業の特記条件】 関東信越厚生局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事業等を実施する計画になっていること。
155	潜在看護職を活用した新たな地域包括 ケアと災害にも強い地域ネットワークを 築く調査・研究事業	災害時には、身近なものを活用した応急処置、衛生環境の整備、健康リスクの高い人への基本的な対応など多種多様な現場ニーズが生じるが、第一線の看護職は災害時にはそれぞれの職場での対応に追われ、地域住民への支援活動は難しい。 そこで、医療現場に復職する意思はないが、災害時には地域の支えあいに意欲を有する潜在看護職を発掘し、災害対応に必要な知識・技術を研修で付与することにより、災害発生時に現場対応が可能な看護職群を地域の中に備える。 ・地域に在住する潜在看護職に対して呼びかけを行い、住民支援に協力する意思のある者を発掘する方法論を開発し、効果的実践を行う。 ・名乗り出た潜在看護職に、自治体と連携して災害時に必要となる研修を実施し技術の向上を図る。 ・事業結果の報告会を対象の自治体で行う。 【本事業の特記条件】 愛知県の知多半島の自治体をモデルに潜在看護師の活性化、組織化を図る。
156	高齢者の移動手段の確保のための「個別モビルティ・プラン」の作成、普及を通じたQOL向上に関する調査研究事業	高齢化が進むニュータウンをモデル地区として、実証実験を実施して、外出による社会参加と高齢者の自立度、健康度、幸福度を評価し、同様の地域を抱えている自治体に取組を広める。 ・介護における個別ケアプランのように、自宅の立地、家族構成、身体の状況、移動の需要などの利用者の多様な特性に応じた「個別モビルティ・プラン」を作成し、プランの作成にあたっては、個別のモビルティニーズを集約し、移動時間や費用負担の比較が可能な形で選択肢が可視化できる方法を開発する。 ・路線バス、タクシーなどの既存の交通機関と、住民によるボランティア輸送などのスペシャルトランスポートの運用状況を時間と空間に結びつけた情報として可視化する。 ・個別のモビルティーニーズと交通サービスの運用状況に基づき、リアルタイムに交通手段をマッチングする「モビルティー・ブレンド」の手法で、高齢者それぞれに適合したモビルティ・プランに添ったサービスを提供する。・・個別モビルティ・プランを実践し、健康度、幸福度の改善状況を調査する。・・成果を取りまとめ、広域に普及する。 【本事業の特記条件】 事業対象自治体の選定にあたっては、地方厚生局と協議の上、選定する計画となっていること。

番号	テーマ名	事業概要
157	災害時に懸念される『避難生活に起因する生活不活発病』予防のための知見の 集約と地域における普及啓発モデル事 業	避難生活に起因する生活不活発病に焦点を当てて、これまでの災害(特に震災)事例から得られる知見を整理するとともに、南海トラフ地震が想定される地域住民に対して研修を行い、地域意識向上を図り、意識向上の変化を可視化する。さらに、これらの取組を通じて得られる情報を元に、大規模災害時対応計画の作成、日頃からの医療・保健・福祉のネットワークづくりの推進を図る。・医療・保健・福祉の関係の学者・実践者、住民代表、自治体で構成する「避難生活に起因する生活不活発病」の会議の設置。・東日本大震災等における避難所生活に起因する生活不活発病の発生状況調査。・生活不活発病の震災被害者に特化した課題と対応方法の整理を通じた「マニュアル」等の作成・広域における「避難生活に起因する生活不活発病」の事業成果による啓発と成果の全国発信。 【本事業の特記条件】 事業対象自治体を選定する場合は、地方厚生局と協議の上、選定する計画となっていること。
158	農福連携による高齢者の健康増進・生きがいづくり・社会参加と農山漁村の活性化の支援に関する調査研究事業	主に、高齢者を対象にした農福連携による健康増進・生きがいづくり事例、 農協(JA)や農業生産法人、生産組合等と連携した六次産業化による事例等 を収集し、そのプロセスの分析検討と農福連携による農山漁村の活性化の効 果について検討する。あわせて、農福連携のための自治体支援について、地 方農政局、地方厚生(支)局の連携方策について検討を行う。 【本事業の特記条件】 中国四国厚生局、四国厚生支局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事 業等を実施する計画となっていること。
159	AIを活用した健康管理システムによる重 症化予防に関する調査研究事業	異常値検知をAIを用いて行う健康管理システムを活用し、かかりつけ医における在宅医療と訪問看護、訪問介護及びケアマネ等とを連携させ情報共有するとともに、効果的な支援を行う体制づくりを構築するための研究を行う。 【本事業の特記条件】 ・応募団体については、本事業内容の趣旨より医療関係・介護関係団体以外の中立的な立場の団体であること。 ・九州厚生局が管轄するエリアにおいて実施する計画となっていること
160	その他上記に関連すると認められる調 査研究事業	上記に関連する事業を実施する。